

文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会の設置について

平成 23 年 2 月 28 日

文化審議会文化財分科会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会文化財分科会運営規則第 2 条第 3 項の規定に基づき、文化財分科会に、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下「世界遺産条約」という。）の実施に関し調査するため、世界文化遺産特別委員会を設置する。

2. 調査事項

- (1) 世界遺産条約の実施に関し、文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項
- (2) 世界遺産条約第 11 条の 1 に基づき、世界遺産暫定一覧表（各締約国が世界遺産一覧表へ登録することがふさわしいと考える自国の領域内に存在する資産の目録）に記載すべき資産の選定
- (3) 世界遺産条約第 11 条の 2 に基づき、ユネスコ世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載されることが適当と思われる資産の選定
- (4) その他、世界遺産条約の実施に関し必要な事項

3. 世界文化遺産特別委員会の構成

分科会長が指名する専門委員により構成する。

4. 庶務

この特別委員会の庶務は、文化財部記念物課が参事官（建造物担当）の協力を得て処理する。